

農業女子プロジェクト 規約

平成 25 年 11 月 6 日

一部改正 平成 25 年 12 月 25 日

一部改正 平成 26 年 10 月 22 日

一部改正 平成 27 年 10 月 27 日

一部改正 平成 28 年 11 月 4 日

一部改正 平成 30 年 11 月 16 日

一部改正 令和 2 年 11 月 25 日

一部改正 令和 5 年 11 月 24 日

一部改正 令和 6 年 12 月 6 日

(名称)

第 1 条 このプロジェクトは、「農業女子プロジェクト」と称する。

(目的)

第 2 条 本プロジェクトは、女性農業者と企業・教育機関と連携した様々な取組により、農業で活躍する女性の姿を社会全体に広く発信し、女性農業者の存在感を高め、併せて職業として農業を選択する若手女性の増加に資することを目的とする。

(実施内容)

第 3 条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 農林水産省経営局就農・女性課（以下「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する女性農業者（以下「農業女子メンバー」という。）と、農業女子メンバーとのコラボレーションに取り組む意向を持ち本プロジェクトに参画する企業及び団体（以下「パートナー」という。）、大学や高校等の教育機関並びに教育機関の部活動及びサークル等（以下「はぐくみ隊」という。）とを引き合わせ、第 8 条の個別プロジェクトの創出・実行や、第 9 条の「チーム“はぐくみ”」の取組を支援する。
- (2) 本プロジェクトを通じた農業女子メンバーと、パートナー及びはぐくみ隊（以下これらを総称して「パートナーズ」という。）の活動に関し、事務局、農業女子メンバー及びパートナーズはそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。
- (3) 事務局は、農業女子メンバーによる地域でのグループ活動や勉強会（農業女子ラボ）等の自主的な活動及び各グループ間のネットワーク作りの取組を支援するとともに、就農に向けて農業大学校や研修機関で研修中の女性（以下「農業女子プレメンバー」という。）に対し、勉強会への参加や農業女子メンバーとの交流等を支援する。

(事業期区分)

第 4 条 本プロジェクトの事業期区分は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

(農業女子プロジェクトメンバー)

第 5 条 事務局は、別に定める「農業女子プロジェクトメンバー募集要領」に基づき、農業女子プロジェクトメンバーの募集及び登録を行う。

2 農業女子プロジェクトメンバーは、農業女子メンバーと農業女子プレメンバーにより構成される。

(パートナーズの参画方法)

第6条 第2条の目的に賛同する企業及び団体、大学や高校等の教育機関並びに教育機関の部活動及びサークル等は、第3条の実施内容を踏まえ、参画時に自らが実施しようとする活動(以下「個別プロジェクト」という。)について、様式1(パートナー・はぐくみ隊共通)農業女子プロジェクト基本計画書(以下「基本計画書」という。)を作成し、事務局に提出する。

2 基本計画書には、企画内容、実施体制及び達成イメージを記載することとする。

3 事務局は、基本計画書の内容が適切なものと判断される場合には、パートナーズとして登録する。

4 パートナーズは、基本計画書に記載した内容に変更が生じる場合は、事前に事務局と調整の上、基本計画書を変更し、事務局に提出する。

5 パートナーズは、毎年9月末日までに直近の事業期における取組実績を様式2(パートナー・はぐくみ隊共通)農業女子プロジェクト取組実績報告書(以下「実績報告書」という。)により事務局に報告するものとする。

(パートナーズの登録取消)

第7条 次に掲げる場合には、事務局はパートナーズの登録を取り消すことができる。

(1) 本規約に反する行為をしたとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反する又は反するおそれがある行為をしたとき。

(3) 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者に損害又は不利益を与える行為をしたとき。

(4) 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき。

(5) 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為をしたとき。

(6) 正当な理由なく実績報告書の提出がないとき。

(7) パートナーズから登録取消の申し出があったとき。

(8) その他、事務局において必要と認めたとき。

(個別プロジェクト)

第8条 パートナーズは、基本計画書に基づき、個別プロジェクトを実施する。

2 個別プロジェクトはパートナーズと農業女子メンバーで実施する。なお、同業種の企業又は団体が個別プロジェクトを実施する場合には、実施の時期、地域(設定する場合)及び参加する農業女子メンバーが重複しないよう事務局と調整の上、実施する。

3 個別プロジェクトの実施に当たり、打合せ等を行う際に発生する交通費、宿泊費については、原則としてパートナーズが負担する。ただし、当該個別プロジェクトに、農業女子メンバーに金銭的利益が生じる商品等の販売の取組や、農業女子メンバーの自己の能力の向上に資する研修等の取組が含まれる場合は、当該取組への参画に必要な費用については農業女子メンバーが負担する。

- 4 個別プロジェクトの実施に当たり、以下の事項については、パートナーズと農業女子メンバーとの間で個別に取り決めるものとする。
 - (1) 個別プロジェクトの実施方法
 - (2) 知的財産権の取扱いに係る事項
 - (3) 緊急時の対応に係る事項
 - (4) その他必要な事項（費用の支払いに係る事項等）
- 5 個別プロジェクトにおいて開発された商品・サービス等から生じた利益については、当該個別プロジェクトを実施するパートナーズに帰属する。
- 6 農業女子メンバーの個別プロジェクトへの参画は、農業女子メンバーの希望及びパートナーズの要望を考慮した上で、パートナーズと事務局が調整の上、決定する。なお、パートナーから要望がある場合には、農業女子プレメンバーも個別プロジェクトに参加することができる。この場合において、第2項から第4項まで及び第7項の規定のうち「農業女子メンバー」を「農業女子プロジェクトメンバー」と読み替える。
- 7 個別プロジェクトの中で生じた紛争については、パートナーズと各農業女子メンバーとの間で解決することを原則とし、事務局は当該紛争に係る責任を負わない。

（未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ”）

第9条 本プロジェクトにおいて、農業女子メンバー、はぐくみ隊と事務局で組織する「チーム “はぐくみ”」により、未来の農業女子の育成に取り組むものとする。

- 2 前項の取組の実施に必要な事項については、別に定める「未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ” 実施要領」に基づくものとする。

（ロゴマーク）

第10条 本プロジェクトの認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、ロゴマークを設ける。

- 2 農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズは、第2条の目的を達するため、別に定める「「農業女子プロジェクト」ロゴマーク利用に関する規程」に従い、関連商品への添付やイベントにおける掲示等、情報発信時において積極的に使用する。

（推進会議）

第11条 本プロジェクトに推進会議を置く。

- 2 推進会議の構成員は、農業女子メンバー、パートナーズ及び事務局とする。
- 3 本プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、農業女子プレメンバー、サポーターズ及び学識経験者等の参加を求めることができる。
- 4 推進会議は、原則として1事業期に1回以上開催することとし、次の事項を取り扱う。
 - (1) 本プロジェクトの推進に係る情報交換
 - (2) 第8条の個別プロジェクト及び第9条の「チーム “はぐくみ”」の活動状況等に係る情報交換
 - (3) 本プロジェクトに係る活動方針等についての合意形成
 - (4) その他
- 5 推進会議の開催に要する費用は農林水産省が負担する。また、推進会議に出席するための旅

費は、農業女子プロジェクトメンバーについては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に基づき農林水産省が支給することができる。パートナーズからの出席者の旅費については、当該パートナーズが負担する。

6 推進会議の庶務は、事務局が行う。

（サポーターズ）

第 12 条 事務局は、本プロジェクトの応援等を行う意思を有する個人又は団体を農業女子サポーターズとして位置付け、本プロジェクトの推進への協力を求めることができる。

2 農業女子サポーターズの活動内容等については、別に定める「農業女子プロジェクトサポーターズ運営要領」に基づくものとする。

（名簿の公表）

第 13 条 本プロジェクトのホームページに、農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズの名簿を公表する。

（協力名義使用）

第 14 条 農業女子プロジェクトの協力名義の使用については、農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ以外でも使用可能とするが、農業女子プロジェクトの活動推進に寄与するものと事務局が判断した場合に限る。

2 協力名義の使用を希望するすべての者は、所定の用紙を用いて事前に事務局へ提出することとする。

3 農林水産省の後援等名義と農業女子プロジェクトの協力名義の併記は不可とする。

（機密保持）

第 15 条 本プロジェクトの実施に当たり、個別プロジェクトに参画する構成員間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

（個人情報の取扱）

第 16 条 事務局が入手した農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）に基づき適切に管理する。事務局の業務に関係する地方出先機関である地方農政局等の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とする。

2 事務局は農業女子プロジェクトメンバーの了承を得た上で、パートナーズ、サポーターズ及び第三者に農業女子プロジェクトメンバーの個人情報を提供する。

3 事務局から個人情報の提供を受けたパートナーズ、サポーターズ及び第三者は、第 8 条の個別プロジェクトや第 9 条の「チーム“はぐくみ”」の活動等の実施に当たり、農業女子の了承を得ずに、本件目的以外の使用、第三者への開示・漏洩をしてはならない。

4 パートナーズ及びサポーターズは、個別プロジェクトや「チーム“はぐくみ”」の活動等が終了した場合の他、事務局から指示がある場合、個人情報を適切に廃棄する。

5 個人情報について漏洩等が発生した場合は、パートナーズ、サポーターズ及び第三者は直ち

に事務局に通知し、原因究明を図るとともに、対応策を講ずるものとする。

(規約の改正)

第 17 条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、推進会議等の場を通じて農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズに報告するものとする。

附 則

本規約は平成 25 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 26 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 27 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、令和 5 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。

未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ” 実施要領

平成 28 年 6 月 15 日 制定

令和 6 年 12 月 6 日 改正

(名称及び位置付け)

第 1 条 本組織は、「未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ”」と称し、「農業女子プロジェクト」の取組の一環として活動を行うものと位置付ける。

(目的)

第 2 条 本チームの活動は、「農業女子プロジェクト」のミッションのひとつである「若い女性の職業選択肢に『農業』を加える」ことに向け、大学等教育機関によるプログラム、教育機関の部活及びサークル等の活動と、農業女子メンバーの持つ知恵や人材育成のノウハウ等を結びつけ、職業としての農業を志す学生の発掘や動機づけ、意識の向上のための取り組みを行うことを通じて、一人でも多くの「未来の農業女子」を育成することを目的とする。

(構成員及びその選定)

- 第 3 条 本チームの構成員は、①「農業女子プロジェクト」事務局（農林水産省経営局就農・女性課、以下「事務局」という）、②はぐくみ校（未来の農業女子育成に取り組む意向を持つ学生を有する大学や高校等の教育機関）、③はぐくみ部（未来の農業女子育成に取り組む意向を持つ学生を有する大学や高校等の教育機関の部活、サークル等）、及び④農業女子メンバー（「農業女子プロジェクト」に参加する女性農業者でチーム活動への協力を行う者）とする。
- 2 はぐくみ校とはぐくみ部を総称して「はぐくみ隊」とする。
- 3 チームに参加するはぐくみ隊及び農業女子メンバーの選定は、事務局が行う。

(事業期区分)

第 4 条 本チームの活動は、「農業女子プロジェクト」の事業期区分（11 月～10 月）と原則として連動するものとする。また、必要に応じて事務局と協議の上、事業期を延長することができる。

(実施内容)

第 5 条 第 3 条の①～④の各構成員は、下記のとおり取組を実施する。

- (1) はぐくみ隊は、基本計画書に基づき農業女子メンバーの知恵や人材育成のノウハウ等を取り入れた未来の農業女子育成につながる活動に取り組むこととする。
- (2) 事務局は、はぐくみ隊による未来の農業女子育成のための取組を推進するため、はぐくみ隊と農業女子メンバーの両者を結びつける。
- (3) 農業女子メンバーは、はぐくみ隊の活動の実現に向け、適切な協力を行う。
- (4) 本チームの活動に関し、事務局、はぐくみ隊及び農業女子メンバーはそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。

(活動経費及び利益)

第6条 はぐくみ隊は、活動の実施に当たり、農業女子メンバーの参加を得て打合せ等を行う際に発生する農業女子メンバーの交通費、宿泊費その他の諸費用については、原則として自らで負担する。なお、これらの費用負担及び知的財産権の取扱等に係る事項については、必要に応じ、はぐくみ隊と農業女子メンバーとの間で個別に取り決めを行うことができる。

2 はぐくみ隊が企画する活動のうち、農業女子メンバーに金銭的利益や自己の能力の向上に資する内容が含まれる場合は、当該活動への参画に必要な費用については、協議の上、農業女子メンバーの負担によることができる。

3 チーム活動から生じた利益については、当該活動を主体的に実施するはぐくみ隊に帰属する。

(農業女子プロジェクト規約の準用)

第7条 本チームの活動の推進に必要な事項は、本要領に定めるもののほか、農業女子プロジェクト規約（以下「規約」という。）を準用するものとする。

2 本チームの活動の推進に必要な事項で、規約及び本要領に定めのない事項は、本チームの構成員間で協議の上、決定し、実施する。

附 則

本要領は平成28年6月15日から施行する。

本要領の一部改正は、令和6年12月6日から施行する。

様式1 (パートナー・はぐくみ隊共通)

農業女子プロジェクト基本計画書

作成日：令和〇年〇月〇日

プロジェクト名	
地域範囲	全国・地域 ()

注：プロジェクトに取り組む地域範囲について、○を付すとともに、地域の場合、具体的に記載。

企業・団体/学校名			
(フリガナ) 総括者名		役職	
所属部署名			
(フリガナ) 担当者名		役職	
所属部署名			
住所等	〒****-****		
	住所：		
	電話：		
E-mail：			

プロジェクト企画内容	
(役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業女子 ・ 事務局 (農林水産省)
(達成イメージ)	

※目的・ねらい、成果物となる商品（サービス）の概要、コンセプト・ターゲット等を記載。
 ※このプロジェクトで目指すこと、成果物となる商品（サービス）の市場規模、期待される効果等を記載。

※実施スケジュールも記入。複数年で取り組む予定の場合は、年度ごとの取組予定内容を記載。

変更：令和〇年〇月〇日一部変更

様式2（パートナー・はぐくみ隊共通）

農業女子プロジェクト取組実績報告書

作成日：令和〇年〇月〇日

プロジェクト名	
地域範囲	全国・地域（ ）
取組時期	第 期（ 年11月 から 年10月）

注：プロジェクトに取り組む地域範囲について、○を付すとともに、地域の場合、具体的に記載。

プロジェクト取組実績	
(計画概要)	※基本計画書概要を記載
(取組実績)	※可能な限り、具体的に記載。 参加した農業女子プロジェクトメンバーや成果品等成果物があれば別途添付。



1 事業対象

農業を職業とし、自らの経営や地域との関わり方などに志をもつ女性又は農業大学校や就農に係る研修機関で研修中の女性で、本プロジェクトの趣旨に賛同する方。(前者を「農業女子メンバー」、後者を「農業女子プレメンバー」という。以下同じ。)

2 参加機関

「農業女子プロジェクト規約」第4条に定める事業期（毎年11月1日から翌年10月31日まで）の1年間とします

事業期の途中から参加する場合は、事務局が『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』を発行した日から当該事業期末までとします。

事業期末までに農業女子プロジェクトメンバーから退会の申し出がない場合は、自動的に1年間延長します。

3 農業女子プロジェクトメンバーに行っていただくこと

【アイデア・意見の提出】

プロジェクトの進め方や、農業女子が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵に関するテーマで、随時事務局からのアイデア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページ等のアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。

提出いただいたアイデア・意見は、個別プロジェクト（パートナーズ毎のプロジェクト）の企画の検討や広報活動に活用させていただきます。

【個別プロジェクトへの参加】

企業とのプロジェクト毎に、希望する農業女子プロジェクトメンバーの中から個別プロジェクトへの参加メンバーを決めます。

個別プロジェクトの参加メンバーには、企画会議への出席、企業からのヒアリング、モニター等を通じて、新たな商品やサービス、情報の創出に積極的に関わっていただきます。

また、個別プロジェクトに関するテーマで、事務局からアイデア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページ等のアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。

その際、ご自身が入っているネットワーク（地域や作物等）の方々にも意見を聞いていただき、併せて届けてください。

【推進会議への出席】

今後の進め方や個別プロジェクトの実施状況等に係る情報交換などを行うため、年に1回以上、推進会議を開催します。農業女子メンバーの中から代表して数名（5～10名）程度出席していただきます。

なお、必要に応じ農業女子プレメンバーにも出席を求めることがあります。

【農業女子プロジェクト活動に関する情報発信】

農業女子メンバーは、本プロジェクトを通じた活動等に関し、公式ホームページやFacebook等を活用し、積極的かつ効果的な情報発信をお願いします。

4 参加の要件

参加の要件は、以下のすべての項目を満たす女性とさせていただきます。

【農業女子メンバーの場合】

- ・「農業女子プロジェクト規約」に同意いただける方
- ・農業を職業としている方
- ・ご自身で生産した生産物を販売している方
- ・3の内容に取り組んでいただける方
- ・送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時事務局との間で連絡可能な方

【農業女子プレメンバーの場合】

- ・「農業女子プロジェクト規約」に同意いただける方
- ・就農に向けて農業大学校や研修機関で研修中の方
- ・3の内容に取り組んでいただける方
- ・送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時事務局との間で連絡可能な方
- ・就農後は農業女子メンバーに登録いただける方

農業女子プロジェクト規約

(<https://nougyoujoshi.maff.go.jp/overview/> に掲載)

を必ずお読みください。

5 参加の手続き

- ① 農業女子プロジェクトホームページの「新規メンバー募集」フォームからお申し込みください。

(<https://nougyoujoshi.maff.go.jp/join/>)

- ② 申込みフォームへの必須事項の入力及び同意

農業女子プロジェクトへの申込みに必要な、名前、住所、連絡先等の情報を「申込フォーム」に入力します。

※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及びご案内のみに利用します。また、農業女子プロジェクトメンバーに登録の際は、申込みフォームで「公開」がついている箇所については、農業女子プロジェクトのWEBサイト等で公開することに同意していただく必要があります。

- ③ 参加申込みを受け付けると、申込みフォームに記入していただいたアドレスあてに「team-

jyosei@maff. go. jp)から受付確認メールが自動送信されますので、ドメイン「@maff. go. jp)からのメールが受信できるように、ご自身でドメイン設定をお願いします（お使いの環境によっては、迷惑メールに分類されていることがありますので、ご注意ください）。

- ④ 参加申込みから概ね2週間以内に、事務局から参加申込みフォームの記載内容について確認の電話連絡をさせていただきます。
- ⑤ ④のご連絡後、登録となった場合、事務局は『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』(原則メール)にて、ホームページログイン用のID、パスワードを発行します。

6 注意事項

次に該当する行為を行った場合には、農業女子プロジェクトメンバーから除外させていただきます場合もありますので、予めご了承ください。

- ① 「農業女子プロジェクト規約」に反する行為
- ② 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
- ③ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者に損害又は不利益を与える行為
- ④ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- ⑤ 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為
- ⑥ 本プロジェクトの適切な実施・運営に支障を来す行為

(以上)

農業女子プロジェクト サポートーズ運営要領

一部改正 平成26年11月5日

一部改正 令和6年12月6日

(趣旨)

第1条 農業で活躍する女性の姿を広く周知し、存在感を高め、ひいては農業を選択する若手女性を増加させるとともに、参加企業のニーズ獲得、新たな市場開拓、企業イメージの向上等に資する農業女子プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の目的を達成するためには、その取組や情報を、農林漁業者、消費者や産業界などに加え、農業界の外の複層的な主体に対し幅広く発信することが重要である。

このため、知名度と情報発信力を有する者を「農業女子プロジェクトサポートーズ」（以下「サポートーズ」という。）として位置づけ、農林水産省経営局就農・女性課（以下「就農・女性課」という。）とともにプロジェクトの応援やPR等を行うことで、プロジェクトの一層の認知度向上や活性化を図る。

(活動内容)

第2条 サポートーズは、第1条の目的を達成するため、自身の活動可能な範囲で、以下に掲げる活動を行う。

- (1) ホームページ、ブログ、Facebook など、自身の有するツールや所属するネットワークにより、プロジェクトの応援やPRを行うことを通じた、プロジェクトのファン層の拡大。
- (2) プロジェクトの推進に関して、就農・女性課が行うアンケートや情報の収集等への協力。

(推進体制)

第3条 サポートーズの事務局は、就農・女性課内に置く。

- 2 サポートーズの活動に要する費用は自己負担とする。

(サポートーズへの参加)

第4条 サポートーズへの参加要件は、プロジェクトに対して理解と関心があり、プロジェクトと外部との架け橋として、プロジェクトを応援し、盛り上げるための活動の実施及び事務局からの依頼等に協力が可能で、ホームページやソーシャルメディア等の情報発信ツールや、人的ネットワーク等を有する個人（男女不問）若しくは団体（マスコミ及び芸能関係者も可）で、サポートーズとして参加することが相応しいと認められる者とする。

- 2 サポートーズへの参加手続きは、以下（1）～（4）のとおりとする。

- (1) サポートーズの参加を希望する者は、事務局に参加の意向を申し出る。
- (2) 参加を希望した者（以下「参加希望者」という。）に、事務局から別記様式農業女子サポートーズ登録書（以下「登録書」という。）、農業女子プロジェクト規約及び本運営要領を電子メール等により送付。

(3) 参加希望者は、登録書に必要事項を記入し、電子メール等により就農・女性課に提出。

(4) 就農・女性課において、登録書を確認の上、特段の支障がなければサポーターズへの登録を行う。

3 サポーターズ登録の有効期限は、農業女子プロジェクトの活動期（毎年11月1日～翌年の10月31日の1年単位）に合わせて、毎期末に更新する。ただし、原則として自動更新とする。

(参加後のフォローアップ)

第5条 就農・女性課は、以下により、サポーターズの活動等をフォローアップする。

(1) サポーターズに対し、プロジェクトのロゴマークの電子媒体等、活動のための資材を送付する。

(2) サポーターズに対し、プロジェクトに関する各種情報を随時提供する。

(3) サポーターズの活動において、仮にプロジェクトに関する誤った情報の発信等を発見した場合は、当該サポーターズに対し、情報の削除等、適切な措置を求める。

(サポーターズからの登録取消)

第6条 サポーターズについて、以下(1)～(3)に該当することが判明した場合は、サポーターズから登録取消とする。

(1) サポーターズとしての名義や権威を利用して、プロジェクトの信頼性を失墜させる行為が発覚した場合。

(2) サポーターズ本人から登録取消の要望があった場合。

(3) その他、就農・女性課において必要と認めた場合。

2 就農・女性課は、上記(1)～(3)に該当することが判明したサポーターズに対し、速やかにその旨を説明し、適宜の方法により、活動の停止や、交付した資材の返還を求めるとともに、当該サポーターズについて、農林水産省ホームページや 経営局 Facebook ページなどで公表した情報を削除する。

附 則 本規約は、平成25年12月25日から施行する。

附 則 本規約の一部改正は、平成26年11月5日から施行する。

附 則 本規約の一部改正は、令和6年12月6日から施行する。

「農業女子プロジェクト」ロゴマーク利用に関する規程

一部改正 平成27年10月27日

一部改正 平成28年11月4日

一部改正 令和6年12月6日

第1 目的

この規程は、「農業女子プロジェクト規約」第10条で定めるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 利用上の遵守事項

- ① 「農業女子プロジェクト規約」第10条によりロゴマークを使用することができる農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズは別紙に定めるロゴを利用する。利用に際して、色遣いや背景色等については、別に定める「農業女子 ロゴマニュアル」の規定に従う。
- ② 農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズは、ロゴマークをモチーフとした別のマーク等の作成を希望する場合は、農業女子プロジェクト事務局（農林水産省経営局就農・女性課）を通じて必ずデザイナーに依頼する。
- ③ 農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズ以外によるロゴマークの利用は、事務局が特別に許可した場合を除き、これを認めない。

第3 規程の改訂

本利用規程は、必要に応じて農業女子プロジェクト事務局にて改訂を行う。

附則

本利用規程は平成25年11月6日より施行する。

附則

本利用規程の一部改正は平成27年10月27日より施行する。

附則

本利用規程の一部改正は平成28年11月4日より施行する。

附則

本利用規程の一部改正は令和6年12月6日より施行する。

本利用規程の改正前から使用しているロゴについては、従前どおり使用できることとする。

別紙

1 農業女子メンバー・パートナー・はぐくみ隊用ロゴ



2 農業女子プレメンバー用ロゴ



3 パートナー用ロゴ



4 はぐくみ隊(はぐくみ校及びはぐくみ部)用ロゴ



5 サポーターズ用ロゴ



別記様式（個人用）

農業女子プロジェクト サポーターズ登録書

■下記項目をご記入の上、事務局（team-jyosei@maff.go.jp）までお送りください。

プロフィール	名前	
	都道府県名	
	〒	
	住所	
	電話番号1	
	電話番号2	
	メールアドレス1	
	メールアドレス2	
	HP	
	SNS	
	生年月日	
	職業（個人の場合）	
	勤務先	
	自己紹介	
着色の箇所について、農林水産省HPなど外部に公開することに同意しますか？	可 / 不可	

※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及び案内のみに利用させていただきます。

また、着色の箇所については、上記によりあらかじめご本人から同意いただいた目的の範囲内でのみ利用させていただきます。

別紙様式（企業用）

農業女子プロジェクト サポーターズ登録書

■下記項目をご記入の上、事務局（team-jyosei@maff.go.jp）までお送りください。

プロフィール	企業・団体名	
	都道府県名	
	〒	
	住所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	
	メールアドレス 1	
	メールアドレス 2	
	HP	
	SNS	
	担当責任者名	
	担当責任者の役職	
企業・団体の概要		
サポーターズとして 取り組みたいこと (自由記載)		
着色の箇所について、必要に応じ、農林水産省HPやマスメディアへの掲載など外部に公開することに同意しますか？	可 / 不可	

※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及び案内のみに利用させていただきます。

また、着色の箇所については、上記によりあらかじめご本人から同意いただいた目的の範囲内でのみ利用させていただきます。

新	旧
<p style="text-align: center;">農業女子プロジェクト 規約</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 11 月 6 日</p> <p>一部改正 平成 25 年 12 月 25 日</p> <p>一部改正 平成 26 年 10 月 22 日</p> <p>一部改正 平成 27 年 10 月 27 日</p> <p>一部改正 平成 28 年 11 月 4 日</p> <p>一部改正 平成 30 年 11 月 16 日</p> <p>一部改正 令和 2 年 11 月 25 日</p> <p>一部改正 令和 5 年 11 月 24 日</p> <p><u>一部改正 令和 6 年 12 月 6 日</u></p> <p>(名称)</p> <p>第 1 条 このプロジェクトは、「農業女子プロジェクト」と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 本プロジェクトは、女性農業者と企業・教育機関と連携した様々な取組により、農業で活躍する女性の姿を社会全体に広く発信し、女性農業者の存在感を高め、併せて職業として農業を選択する若手女性の増加に資することを目的とする。</p> <p>(実施内容)</p> <p>第 3 条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。</p>	<p style="text-align: center;">農業女子プロジェクト 規約</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 11 月 6 日</p> <p>一部改正 平成 25 年 12 月 25 日</p> <p>一部改正 平成 26 年 10 月 22 日</p> <p>一部改正 平成 27 年 10 月 27 日</p> <p>一部改正 平成 28 年 11 月 4 日</p> <p>一部改正 平成 30 年 11 月 16 日</p> <p>一部改正 令和 2 年 11 月 25 日</p> <p>一部改正 令和 5 年 11 月 24 日</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(名称)</p> <p>第 1 条 このプロジェクトは、「農業女子プロジェクト」と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 本プロジェクトは、女性農業者と企業・教育機関と連携した様々な取組により、農業で活躍する女性の姿を社会全体に広く発信し、女性農業者の存在感を高め、併せて職業として農業を選択する若手女性の増加に資することを目的とする。</p> <p>(実施内容)</p> <p>第 3 条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。</p>

新	旧
<p>(1) 農林水産省経営局就農・女性課（以下「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する女性農業者（以下「農業女子メンバー」という。）と、農業女子メンバーとのコラボレーションに取り組む意向を持ち本プロジェクトに参画する企業及び団体（以下「パートナー」という。）、<u>大学や高校等の教育機関並びに教育機関の部活動及びサークル等（以下「はぐくみ隊」という。）</u>とを組み合わせ、第8条の個別プロジェクトの創出・実行や、第9条の「チーム“はぐくみ”」の取組を支援する。</p> <p>(2) 本プロジェクトを通じた農業女子メンバーと、<u>パートナー及びはぐくみ隊（以下これらを総称して「パートナーズ」という。）</u>の活動に関し、事務局、農業女子メンバー及び<u>パートナーズ</u>はそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。</p> <p>(3) 事務局は、農業女子メンバーによる地域でのグループ活動や勉強会（農業女子ラボ）等の自主的な活動及び各グループ間のネットワーク作りの取組を支援するとともに、<u>就農に向けて農業大学校や研修機関で研修中の女性（以下「農業女子プレメンバー」という。）</u>に対し、勉強会への参加や農業女子メンバーとの交流等を支援する。</p> <p>（事業期区分） 第4条 本プロジェクトの事業期区分は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p> <p>（農業女子プロジェクトメンバー） 第5条 事務局は、別に定める「農業女子プロジェクトメンバー募集要領」に基づき、農業女子<u>プロジェクト</u>メンバーの募集及び登録を行う。</p>	<p>(1) 農林水産省経営局就農・女性課（以下「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する女性農業者（以下「農業女子メンバー」という。）と、農業女子メンバーとのコラボレーションに取り組む意向を持ち本プロジェクトに参画する企業、<u>団体及び大学や高校などの教育機関（以下「参画企業等」という。）</u>とを組み合わせ、第7条の個別プロジェクトの創出・実行や、第8条の「チーム“はぐくみ”」の取組を支援する。</p> <p>(2) 本プロジェクトを通じた農業女子メンバー<u>及び参画企業等</u>の活動に関し、事務局、農業女子メンバー及び<u>参画企業等</u>はそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。</p> <p>(3) 事務局は、農業女子メンバーによる地域でのグループ活動や<u>自主的な</u>勉強会（農業女子ラボ）等の自主的な活動及び各グループ間のネットワーク作りの取組を支援する。</p> <p>（事業期区分） 第4条 本プロジェクトの事業期区分は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p> <p>（農業女子メンバー） 第5条 事務局は、別に定める「農業女子プロジェクトメンバー募集要領」に基づき、農業女子メンバーの募集及び登録を行う。</p>

新	旧
<p><u>2 農業女子プロジェクトメンバーは、農業女子メンバーと農業女子ブレメンバーにより構成される。</u></p> <p><u>(パートナーズの参画方法)</u></p> <p>第6条 第2条の目的に賛同する<u>企業及び団体、大学や高校等の教育機関並びに教育機関の部活動及びサークル等は、第3条の実施内容を踏まえ、参画時に自らが実施しようとする活動（以下「個別プロジェクト」という。）について、様式1（パートナー・はぐくみ隊共通）農業女子プロジェクト基本計画書（以下「基本計画書」という。）を作成し、事務局に提出する。</u></p> <p>2 基本計画書には、企画内容、<u>実施体制及び達成イメージ</u>を記載することとする。</p> <p>3 事務局は、基本計画書の内容が適切なものと判断される場合には、<u>パートナーズ</u>として登録する。</p> <p><u>4 パートナーズは、基本計画書に記載した内容に変更が生じる場合は、事前に事務局と調整の上、基本計画書を変更し、事務局に提出する。</u></p> <p><u>5 パートナーズは、毎年9月末日までに直近の事業期における取組実績を様式2（パートナー・はぐくみ隊共通）農業女子プロジェクト取組実績報告書（以下「実績報告書」という。）により事務局に報告するものとする。</u></p> <p><u>(パートナーズの登録取消)</u></p> <p>第7条 次に掲げる場合には、事務局はパートナーズの登録を取り消すことができる。</p> <p><u>(1) 本規約に反する行為をしたとき。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(参画企業等)</u></p> <p>第6条 第2条の目的に賛同する<u>参画企業等</u>は、第3条の実施内容を踏まえ、<u>事業期毎に自らが実施しようとする活動（以下「個別プロジェクト」という。）について、基本計画書を作成し、事務局に提出する。ただし、教育機関が第8条に定める取組を行うにあたっては、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項</u>の基本計画書には、企画内容、<u>達成イメージ、実施体制及び実施スケジュール</u>を記載することとする。</p> <p>3 事務局は、基本計画書の内容が適切なものと判断される場合には、当該企業又は団体を<u>参画企業等</u>として登録する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>(2) 法令若しくは公序良俗に反する又は反するおそれがある行為をしたとき。</u></p> <p><u>(3) 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者に損害又は不利益を与える行為をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき。</u></p> <p><u>(5) 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為をしたとき。</u></p> <p><u>(6) 正当な理由なく実績報告書の提出がないとき。</u></p> <p><u>(7) パートナーズから登録取消の申し出があったとき。</u></p> <p><u>(8) その他、事務局において必要と認めたとき。</u></p> <p>(個別プロジェクト)</p> <p>第8条 <u>パートナーズ</u>は、基本計画書に基づき、個別プロジェクトを実施する。</p> <p>2 個別プロジェクトは<u>パートナーズ</u>と農業女子メンバーで実施する。 <u>なお、同業種の企業又は団体が個別プロジェクトを実施する場合には、実施の時期、地域（設定する場合）及び参加する農業女子メンバーが重複しないよう事務局と調整の上、実施する。</u></p> <p>3 個別プロジェクトの実施に当たり、打合せ等を行う際に発生する交通費、宿泊費については、原則として<u>パートナーズ</u>が負担する。ただし、当該個別プロジェクトに、農業女子メンバーに金銭的利益が生じる商品等の販売の取組や、農業女子メンバーの自己の能力の向上に資する研修等の取組が含まれる場合は、当該取組への参画に必要な費用については農業女子メンバーが負担する。</p>	<p>(個別プロジェクト)</p> <p>第7条 <u>参画企業等</u>は、<u>前条に規定する</u>基本計画書に基づき、個別プロジェクトを実施<u>及び実現</u>する。</p> <p>2 個別プロジェクトは<u>参画企業等</u>と農業女子メンバーで実施する。</p> <p>3 個別プロジェクトの実施に当たり、打合せ等を行う際に発生する交通費、宿泊費については、原則として<u>参画企業等</u>が負担する。ただし、当該個別プロジェクトに、農業女子メンバーに金銭的利益が生じる商品等の販売の取組や、農業女子メンバーの自己の能力の向上に資する研修等の取組が含まれる場合は、当該取組への参画に必要な費用については<u>各</u>農業女子メンバーが負担する。</p>

新	旧
<p>4 個別プロジェクトの実施に当たり、以下の事項については、<u>パートナーズ</u>と農業女子メンバーとの間で個別に取り決めるものとする。</p> <p>(1) 個別プロジェクトの実施方法</p> <p>(2) 知的財産権の取扱いに係る事項</p> <p>(3) 緊急時の対応に係る事項</p> <p>(4) その他必要な事項（費用の支払いに係る事項等）</p> <p>5 個別プロジェクトにおいて開発された商品・サービス等から生じた利益については、当該個別プロジェクトを実施する<u>パートナーズ</u>に帰属する。</p> <p>6 農業女子メンバーの個別プロジェクトへの参画は、農業女子メンバーの希望及び<u>パートナーズ</u>の要望を考慮した上で、<u>パートナーズ</u>と事務局が調整の上、決定する。<u>なお、パートナーから要望がある場合には、農業女子プレメンバーも個別プロジェクトに参加することができる。この場合において、第2項から第4項まで及び第7項の規定のうち「農業女子メンバー」を「農業女子プロジェクトメンバー」と読み替える。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>7</u> 個別プロジェクトの中で生じた紛争については、<u>パートナーズ</u>と各農業女子メンバーとの間で解決することを原則とし、事務局は当該紛争に係る責任を負わない。</p>	<p>4 個別プロジェクトの実施に当たり、以下の事項については、<u>参画企業等</u>と農業女子メンバーとの間で個別に取り決めるものとする。</p> <p>(1) 個別プロジェクトの実施方法</p> <p>(2) 知的財産権の取扱いに係る事項</p> <p>(3) 緊急時の対応に係る事項</p> <p>(4) その他必要な事項（費用の支払いに係る事項等）</p> <p>5 個別プロジェクトにおいて開発された商品・サービス等から生じた利益については、当該個別プロジェクトを実施する<u>参画企業等</u>に帰属する。</p> <p>6 農業女子メンバーの個別プロジェクトへの参画は、農業女子メンバーの希望及び<u>参画企業等</u>の要望を考慮した上で、<u>参画企業等</u>と事務局が調整の上、決定する。</p> <p><u>7</u> <u>参画企業等</u>は、個別プロジェクトの成果について、当該個別プロジェクトを開始した事業期において発表する。ただし、個別プロジェクトの内容や進捗状況に応じて、次の事業期以降とすることができる。</p> <p><u>8</u> 個別プロジェクトの中で生じた紛争については、<u>参画企業等</u>と各農業女子メンバーとの間で解決することを原則とし、事務局は当該紛争に係る責任を負わない。</p>

新	旧
<p>(未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ”)</p> <p>第9条 本プロジェクトにおいて、農業女子メンバー、<u>はぐくみ隊と事務局</u>で組織する「チーム “はぐくみ”」により、未来の農業女子の育成に取り組むものとする。</p> <p>2 前項の取組の実施に必要な事項については、別に定める「未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ” 実施要領」に基づくものとする。</p> <p>(ロゴマーク)</p> <p>第10条 本プロジェクトの認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、ロゴマークを設ける。</p> <p>2 農業女子<u>プロジェクト</u>メンバー、<u>パートナーズ</u>及びサポーターズは、第2条の目的を達するため、別に定める「「農業女子プロジェクト」ロゴマーク利用に関する規程」に従い、関連商品への添付やイベントにおける掲示等、情報発信時において積極的に使用する。</p> <p>(推進会議)</p> <p>第11条 本プロジェクトに推進会議を置く。</p> <p>2 推進会議の構成員は、農業女子メンバー、<u>パートナーズ</u>及び事務局とする。</p> <p>3 本プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、<u>農業女子プレメンバー、サポーターズ及び</u>学識経験者等の参加を求めることができる。</p> <p>4 推進会議は、原則として1事業期に1回以上開催することとし、次の事項を取り扱う。</p> <p>(1) 本プロジェクトの推進に係る情報交換</p>	<p>(未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ”)</p> <p>第8条 本プロジェクトにおいて、農業女子メンバー、<u>大学や高校などの教育機関</u>、事務局で組織する「チーム “はぐくみ”」により、未来の農業女子の育成に取り組むものとする。</p> <p>2 前項の取組の実施に必要な事項については、別に定める「未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ” 実施要領」に基づくものとする。</p> <p>(<u>統一</u>ロゴマーク)</p> <p>第9条 本プロジェクトの認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、<u>統一</u>ロゴマークを設ける。</p> <p>2 農業女子メンバー、<u>参画企業等</u>及びサポーターズは、第2条の目的を達するため、別に定める「「農業女子プロジェクト」<u>統一</u>ロゴマーク利用に関する規程」に従い、関連商品への添付やイベントにおける掲示等、情報発信時において積極的に使用する。</p> <p>(推進会議)</p> <p>第10条 本プロジェクトに推進会議を置く。</p> <p>2 推進会議の構成員は、農業女子メンバー、<u>参画企業等</u>及び事務局とする。</p> <p>3 本プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、学識経験者等の参加を求めることができる。</p> <p>4 推進会議は、原則として1事業期に1回以上開催することとし、次の事項を取り扱う。</p> <p>(1) 本プロジェクトの推進に係る情報交換</p>

新	旧
<p>(2) 第8条の個別プロジェクト及び第9条の「チーム“はぐくみ”」の活動状況等に係る情報交換</p> <p>(3) 本プロジェクトに係る活動方針等についての合意形成</p> <p>(4) その他</p> <p>5 推進会議の開催に要する費用は農林水産省が負担する。また、推進会議に出席するための旅費は、農業女子プロジェクトメンバーについては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき農林水産省が支給することができる。<u>パートナーズ</u>からの出席者の旅費については、当該<u>パートナーズ</u>が負担する。</p> <p>6 推進会議の庶務は、事務局が行う。</p> <p>(サポーターズ)</p> <p>第12条 事務局は、本プロジェクトの応援等を行う意思を有する個人又は団体を農業女子サポーターズとして位置付け、本プロジェクトの推進への協力を求めることができる。</p> <p>2 農業女子サポーターズの活動内容等については、別に定める「農業女子プロジェクトサポーターズ運営要領」に基づくものとする。</p> <p><u>(名簿の公表)</u></p> <p><u>第13条 本プロジェクトのホームページに、農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズの名簿を公表する。</u></p> <p>(協力名義使用)</p> <p>第14条 農業女子プロジェクトの協力名義の使用については、農業女子プロジェクトメンバー、<u>パートナーズ</u>以外でも使用可能とするが、農</p>	<p>(2) 第7条の個別プロジェクト及び第8条の「チーム“はぐくみ”」の活動状況等に係る情報交換</p> <p>(3) 本プロジェクトに係る活動方針等についての合意形成</p> <p>(4) その他</p> <p>5 推進会議の開催に要する費用は農林水産省が負担する。また、推進会議に出席するための旅費は、農業女子メンバーについては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき農林水産省が支給することができる。<u>参画企業等</u>からの出席者の旅費については、当該<u>参画企業等</u>が負担する。</p> <p>6 推進会議の庶務は、事務局が行う。</p> <p>(サポーターズ)</p> <p>第11条 事務局は、本プロジェクトの応援等を行う意思を有する個人又は団体を農業女子サポーターズとして位置付け、本プロジェクトの推進への協力を求めることができる。</p> <p>2 農業女子サポーターズの活動内容等については、別に定める「農業女子プロジェクトサポーターズ運営要領」に基づくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(協力名義使用)</p> <p>第12条 農業女子プロジェクトの協力名義の使用については、農業女子プロジェクトメンバー、<u>参画企業等</u>以外でも使用可能とするが、農業</p>

新	旧
<p>業女子プロジェクトの活動推進に寄与するものと事務局が判断した場合に限る。</p> <p>2 協力名義の使用を希望するすべての者は、所定の用紙を用いて事前に事務局へ提出することとする。</p> <p>3 農林水産省の後援等名義と農業女子プロジェクトの協力名義の併記は不可とする。</p> <p>(機密保持)</p> <p>第15条 本プロジェクトの実施に当たり、個別プロジェクトに参画する構成員間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。</p> <p>(個人情報の取扱)</p> <p>第16条 事務局が入手した農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理する。事務局の業務に係る地方出先機関である地方農政局等の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とする。</p> <p>2 事務局は農業女子プロジェクトメンバーの了承を得た上で、パートナーズ、サポーターズ及び第三者に農業女子プロジェクトメンバーの個人情報を提供する。</p> <p>3 事務局から個人情報の提供を受けたパートナーズ、サポーターズ及び第三者は、第8条の個別プロジェクトや第9条の「チーム“はぐくみ”」の活動等の実施に当たり、農業女子の了承を得ずに、本件目的以外の使用、第三者への開示・漏洩をしてはならない。</p>	<p>女子プロジェクトの活動推進に寄与するものと事務局が判断した場合に限る。</p> <p>2 協力名義の使用を希望するすべての者は、所定の用紙を用いて事前に事務局へ提出することとする。</p> <p>3 農林水産省の後援等名義と農業女子プロジェクトの協力名義の併記は不可とする。</p> <p>(機密保持)</p> <p>第13条 本プロジェクトの実施に当たり、個別プロジェクトに参画する構成員間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。</p> <p>(個人情報の取扱)</p> <p>第14条 事務局が入手した農業女子メンバー、参画企業等及び農業女子サポーターズの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理する。事務局の業務に係る地方出先機関である地方農政局等の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とする。</p> <p>2 事務局は農業女子メンバーの了承を得た上で、参画企業等、サポーターズ及び第三者に農業女子メンバーの個人情報を提供する。</p> <p>3 事務局から個人情報の提供を受けた参加企業等、サポーターズ及び第三者は、第7条の個別プロジェクトや第8条の「チーム“はぐくみ”」の活動等の実施に当たり、農業女子の了承を得ずに、本件目的以外の使用、第三者への開示・漏洩をしてはならない。</p>

新	旧
<p>4 <u>パートナーズ</u>及びサポーターズは、個別プロジェクトや「チーム“はぐくみ”」の活動等が終了した場合の他、事務局から指示がある場合、個人情報を適切に廃棄する。</p> <p>5 個人情報について漏洩等が発生した場合は、<u>パートナーズ</u>、サポーターズ<u>及び第三者</u>は直ちに事務局に通知し、原因究明を図るとともに、対応策を講ずるものとする。</p> <p>(規約の改正)</p> <p>第<u>17</u>条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、推進会議等の場を通じて農業女子<u>プロジェクト</u>メンバー、<u>パートナーズ及びサポーターズ</u>に報告するものとする。</p> <p>附 則 本規約は平成 25 年 11 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 26 年 10 月 22 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 27 年 10 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>4 <u>参画企業等</u>及びサポーターズは、個別プロジェクトや「チーム“はぐくみ”」の活動等が終了した場合の他、事務局から指示がある場合、個人情報を適切に廃棄する。</p> <p>5 個人情報について漏洩等が発生した場合は、<u>参画企業等及び</u>サポーターズは直ちに事務局に通知し、原因究明を図るとともに、対応策を講ずるものとする。</p> <p>(規約の改正)</p> <p>第<u>15</u>条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、推進会議等の場を通じて農業女子メンバー<u>及び参画企業等</u>に報告するものとする。</p> <p>附 則 本規約は平成 25 年 11 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 26 年 10 月 22 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 27 年 10 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。</p> <p>附 則</p>

新	旧
本規約の一部改正は、令和5年11月24日から施行する。 <u>附 則</u> <u>本規約の一部改正は、令和6年12月6日から施行する。</u>	本規約の一部改正は、令和5年11月24日から施行する。 <u>(追加)</u>

新	旧
<p style="text-align: center;">未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ” 実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 6 月 15 日 制定 <u>令和 6 年 12 月 6 日 改正</u></p> <p>(名称及び位置付け)</p> <p>第 1 条 本組織は、「未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ”」と称し、「農業女子プロジェクト」の取組の一環として活動を行うものと位置付ける。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 本チームの活動は、「農業女子プロジェクト」のミッションのひとつである「若い女性の職業選択肢に『農業』を加える」ことに向け、大学等教育機関によるプログラム、<u>教育機関の部活及びサークル等の活動</u>と、農業女子メンバーの持つ知恵や人材育成のノウハウ等を結びつけ、職業としての農業を志す学生の発掘や動機づけ、意識の向上のための取り組みを行うことを通じて、一人でも多くの「未来の農業女子」を育成することを目的とする。</p> <p>(構成員及びその選定)</p> <p>第 3 条 本チームの構成員は、①「農業女子プロジェクト」事務局（農林水産省経営局就農・女性課、以下「事務局」という）、②<u>はぐくみ校</u>（未来の農業女子育成に取り組む意向を持つ学生を有する<u>大学や高校等の</u></p>	<p style="text-align: center;">未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ” 実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 6 月 15 日 制定 <u>(追加)</u></p> <p>(名称及び位置付け)</p> <p>第 1 条 本組織は、「未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ”」と称し、「農業女子プロジェクト」の取組の一環として活動を行うものと位置付ける。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 本チームの活動は、「農業女子プロジェクト」のミッションのひとつである「若い女性の職業選択肢に『農業』を加える」ことに向け、大学等教育機関によるプログラムと、農業女子の持つ知恵や人材育成のノウハウ等を結びつけ、職業としての農業を志す学生の発掘や動機づけ、意識の向上のための取り組みを行うことを通じて、一人でも多くの「未来の農業女子」を育成することを目的とする。</p> <p>(構成員及びその選定)</p> <p>第 3 条 本チームの構成員は、①「農業女子プロジェクト」事務局（農林水産省経営局就農・女性課、以下「事務局」という）、②<u>パートナー校</u>（未来の農業女子育成に取り組む意向を持つ学生を有する<u>学校もしくは</u></p>

新	旧
<p><u>教育機関</u>)、<u>③はぐくみ部</u> (未来の農業女子育成に取り組む意向を持つ学生を有する大学や高校等の教育機関の部活、サークル等)、及び<u>④農業女子メンバー</u> (「農業女子プロジェクト」に参加する女性農業者でチーム活動への協力を行う者) とする。</p> <p><u>2 はぐくみ校とはぐくみ部を総称して「はぐくみ隊」とする。</u></p> <p><u>3 チームに参加するはぐくみ隊及び農業女子メンバーの選定は、事務局が行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(事業期区分)</p> <p>第4条 本チームの活動は、「農業女子プロジェクト」の事業期区分(11月～10月)と原則として連動するものとする。また、必要に応じて事務局と協議の上、事業期を延長することができる。</p> <p>(実施内容)</p> <p>第5条 第3条の①～④の各構成員は、下記のとおり取組を実施する。</p> <p>(1) <u>はぐくみ隊</u>は、<u>基本計画書に基づき</u>農業女子メンバーの知恵や人材育成のノウハウ等を取り入れた未来の農業女子育成につながる</p>	<p>は<u>学校内の学部・学科等</u>)、及び<u>③農業女子メンバー</u> (「農業女子プロジェクト」に参加する女性農業者でチーム活動への協力を行う者) とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2 チームに参加するパートナー校及び農業女子メンバーの選定は、事務局が行う。</u></p> <p><u>3 パートナー校になる意思を有する学校等は、自らが実施しようとする取組の具体的内容について、学内で参加する学生を募るとともに、企画書を作成し、事務局に提出する。企画書は、様式は任意とし、取組の内容、達成イメージ、実施体制及び実施スケジュール等を記載することとする。</u></p> <p><u>4 事務局は、提出された企画書の内容が適切なものと判断される場合には、当該学校等をパートナー校として登録する。</u></p> <p>(事業期区分)</p> <p>第4条 本チームの活動は、「農業女子プロジェクト」の事業期区分(11月～10月)と原則として連動するものとする。また、必要に応じて事務局と協議の上、事業期を延長することができる。</p> <p>(実施内容)</p> <p>第5条 第3条の①～③の各構成員は、下記のとおり取組を実施する。</p> <p>(1) <u>パートナー校</u>は、<u>原則として1事業期につき1つ以上</u>、農業女子メンバーの知恵や人材育成のノウハウ等を取り入れた未来の農業女</p>

新	旧
<p>活動に取り組むこととする。</p> <p>(2) 事務局は、<u>はぐくみ隊</u>による未来の農業女子育成のための取組を推進するため、<u>はぐくみ隊</u>と農業女子メンバーの両者を結びつける。</p> <p>(3) 農業女子メンバーは、<u>はぐくみ隊</u>の活動の実現に向け、適切な協力を行う。</p> <p>(4) 本チームの活動に関し、事務局、<u>はぐくみ隊</u>及び農業女子メンバーはそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。</p> <p>(活動経費及び利益)</p> <p>第6条 <u>はぐくみ隊</u>は、活動の実施に当たり、農業女子メンバーの参加を得て打合せ等を行う際に発生する農業女子メンバーの交通費、宿泊費その他の諸費用については、原則として自らで負担する。なお、これらの費用負担及び知的財産権の取扱等に係る事項については、必要に応じ、<u>はぐくみ隊</u>と農業女子メンバーとの間で個別に取り決めを行うことができる。</p> <p>2 <u>はぐくみ隊</u>が企画する活動のうち、農業女子メンバーに金銭的利益や自己の能力の向上に資する内容が含まれる場合は、当該活動への参画に必要な費用については、協議の上、農業女子メンバーの負担によることができる。</p> <p>3 チーム活動から生じた利益については、当該活動を主体的に実施する<u>はぐくみ隊</u>に帰属する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>子育成につながる活動に取り組むこととする。</p> <p>(2) 事務局は、<u>パートナー校</u>による未来の農業女子育成のための取組を推進するため、<u>パートナー校</u>と農業女子メンバーの両者を結びつける。</p> <p>(3) 農業女子メンバーは、<u>パートナー校</u>の活動の実現に向け、適切な協力を行う。</p> <p>(4) 本チームの活動に関し、事務局、<u>パートナー校</u>及び農業女子メンバーはそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。</p> <p>(活動経費及び利益)</p> <p>第6条 <u>パートナー校</u>は、活動の実施に当たり、農業女子メンバーの参加を得て打合せ等を行う際に発生する農業女子メンバーの交通費、宿泊費その他の諸費用については、原則として自らで負担する。なお、これらの費用負担及び知的財産権の取扱等に係る事項については、必要に応じ、<u>パートナー校</u>と農業女子メンバーとの間で個別に取り決めを行うことができる。</p> <p>2 <u>パートナー校</u>が企画する活動のうち、農業女子メンバーに金銭的利益や自己の能力の向上に資する内容が含まれる場合は、当該活動への参画に必要な費用については、協議の上、<u>各</u>農業女子メンバーの負担によることができる。</p> <p>3 チーム活動から生じた利益については、当該活動を主体的に実施する<u>パートナー校</u>に帰属する。</p> <p><u>(成果の報告と発表)</u></p>

新	旧
<p>(農業女子プロジェクト規約の準用)</p> <p>第7条 本チームの活動の推進に必要な事項は、本要領に定めるもののほか、農業女子プロジェクト規約（以下「規約」という。）を準用するものとする。</p> <p>2 本チームの活動の推進に必要な事項で、規約及び本要領に定めのない事項は、本チームの構成員間で協議の上、決定し、実施する。</p> <p>附 則</p> <p>本要領は平成28年6月15日から施行する。 <u>本要領の一部改正は、令和6年12月6日から施行する。</u></p>	<p><u>第7条 パートナー校は、活動成果について、原則として1事業期ごとに取りまとめるものとする。ただし、取組の内容や進捗状況に応じて、取りまとめを次の事業期以降とすることができる。</u></p> <p><u>2 パートナー校は、取りまとめた成果について、協力した農業女子メンバー及び事務局へ書面により報告する。</u></p> <p>(農業女子プロジェクト規約の準用)</p> <p>第8条 本チームの活動の推進に必要な事項は、本要領に定めるもののほか、農業女子プロジェクト規約（以下「規約」という。）を準用するものとする。<u>この場合において、規約における「参画企業等」にはパートナー校を含むものとする。</u></p> <p>2 本チームの活動の推進に必要な事項で、規約及び本要領に定めのない事項は、本チームの構成員間で協議の上、決定し、実施する。</p> <p>附 則</p> <p>本要領は平成28年6月15日から施行する。 <u>(追加)</u></p>

新

旧

様式1 (パートナー・はぐくみ隊共通)

様式

農業女子プロジェクト基本計画書 (削除)
 (削除)

農業女子プロジェクト基本計画書 (第11期)
 第11期：2023年11月1日～2024年10月31日

作成日：令和〇年〇月〇日

(追加)

プロジェクト名	
地域範囲	全国 ・ 地域 ()

第11期プロジェクト名	

注：プロジェクトに取り組む地域範囲について、○を付すとともに、地域の場合、具体的に記載。

企業・団体/学校名			
(フリガナ) 総括者名		役職	
所属部署名			
(フリガナ) 担当者名		役職	
所属部署名			
住所等	〒***-****		
	住所：		
	電話：	(削除)	
	E-mail：		

企業/学校名			
(フリガナ) 総括者名		役職	
所属部署名			
(フリガナ) 担当者名		役職	
所属部署名			
住所等	〒***-****		
	住所：		
	電話：	FAX：	
	E-mail：		

新	旧
<div data-bbox="190 280 425 325" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">プロジェクト企画内容</div> <div data-bbox="190 325 1048 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業女子 ・ 事務局（農林水産省） <p>(達成イメージ)</p> </div> <p>※目的・ねらい、成果物となる商品（サービス）の概要、コンセプト・ターゲット等を記載。 ※このプロジェクトで目指すこと、成果物となる商品（サービス）の市場規模、期待される効果等を記載。 <u>※実施スケジュールも記入。複数年で取り組む予定の場合は、年度ごとの取組予定内容を記載。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<div data-bbox="1122 280 1538 325" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">プロジェクト企画内容</div> <div data-bbox="1122 325 1973 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業女子 ・ 事務局（農林水産省） <p>(達成イメージ)</p> </div> <p>※目的・ねらい、成果物となる商品（サービス）の概要、コンセプト・ターゲット等を記載。 ※このプロジェクトで目指すこと、成果物となる商品（サービス）の市場規模、期待される効果等を記載。</p> <div data-bbox="1099 906 1384 951" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">NEXT ラボへの取組</div> <div data-bbox="1099 951 1995 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>※貴社で実施可能なセミナー等がありましたら、ご記入ください。</u></p> <p><u>記載例</u></p> <p><u>例1）テーマ</u> : <u>機械操作、メンテナンスセミナー（実習・オンライン）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>セミナー内容</u> : <u>トラクター、コンバイン、草刈り機の初心者向け操作、メンテナンス</u></p> <p><u>例2）テーマ</u> : <u>農産物のWEBサイトでの販売ノウハウに関するセミナー</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>セミナー内容</u> : <u>商品の見せ方や効果的なコメントのつけ方</u></p> <p><u>テーマ</u> :</p> <p><u>セミナー内容</u> :</p> </div> <p><u>※参考資料があれば別途添付</u></p>

新

旧

(削除)

ジェンダーダイノベーションへの取組

これまでのプロジェクトの活動が、ジェンダーダイノベーションにつながった事例があればご記入ください。

例) 女性農業者のためのトイレ事情を改善したことが、男女問わず、農業者の職場環境改善につながった等

※参考資料があれば別途添付

今期のプロジェクトに関わらず、農業女子プロジェクトと一緒に取り組みたいことや新しいアイデア、求めること等を自由にご記入下さい

(追加)

【ご提出は任意】

※例示を添付しておりますので、適宜修正ください

実施スケジュール	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
項目			ネットオフ ミーティング			全県立派	セミナー開催					各地にて開催島の現地研修		

※農業女子とのミーティング、プレスへの発表、販売等の時期について記載する。

変更：令和〇年〇月〇日一部変更

(追加)

新	旧						
<p style="text-align: center;"><u>様式2 (パートナー・はぐくみ隊共通)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>農業女子プロジェクト取組実績報告書</u></p> <p style="text-align: right;"><u>作成日：令和〇年〇月〇日</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>プロジェクト名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>地域範囲</u></td> <td>全国 ・ 地域 (_____)</td> </tr> <tr> <td><u>取組時期</u></td> <td>第 期 (____ 年 11 月 から ____ 年 10 月)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"><u>注：プロジェクトに取り組む地域範囲について、○を付すとともに、地域の場合、具体的に記載。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>プロジェクト取組実績</u></p> <p><u>(計画概要)</u></p> <p>※基本計画書概要を記載</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>※可能な限り、具体的に記載。</p> <p>参加した農業女子プロジェクトメンバーや成果品等成果物があれば別途添付。</p> </div>	<u>プロジェクト名</u>		<u>地域範囲</u>	全国 ・ 地域 (_____)	<u>取組時期</u>	第 期 (____ 年 11 月 から ____ 年 10 月)	<p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>
<u>プロジェクト名</u>							
<u>地域範囲</u>	全国 ・ 地域 (_____)						
<u>取組時期</u>	第 期 (____ 年 11 月 から ____ 年 10 月)						

新	旧
<p data-bbox="398 248 902 280">農業女子プロジェクトメンバー募集要領</p> <p data-bbox="860 344 1099 376" style="text-align: right;"><u>令和6年12月</u>現在</p> <p data-bbox="208 491 371 523">1 事業対象</p> <p data-bbox="230 539 1099 715">農業を職業とし、自らの経営や地域との関わり方などに志をもつ女性 <u>又は農業大学校や就農に係る研修機関で研修中の女性</u>で、本プロジェクトの趣旨に賛同する方。<u>(前者を「農業女子メンバー」、後者を「農業女子プレメンバー」という。以下同じ。)</u></p> <p data-bbox="208 778 371 810">2 参加機関</p> <p data-bbox="230 826 1099 906">「農業女子プロジェクト規約」第4条に定める事業期（毎年11月1日から翌年10月31日まで）の1年間とします</p> <p data-bbox="230 922 1099 1050">事業期の途中から参加する場合は、事務局が『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』を発行した日から当該事業期末までとします。</p> <p data-bbox="230 1066 1099 1145">事業期末までに農業女子<u>プロジェクト</u>メンバーから退会の申し出がない場合は、自動的に1年間延長します。</p> <p data-bbox="208 1209 931 1241">3 農業女子<u>プロジェクト</u>メンバーに行っていたこと</p> <p data-bbox="215 1257 551 1289">【アイディア・意見の提出】</p> <p data-bbox="230 1305 1099 1385">プロジェクトの進め方や、農業女子が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵に関するテーマで、随時事務局からのアイデ</p>	<p data-bbox="1328 248 1832 280">農業女子プロジェクトメンバー募集要領</p> <p data-bbox="1778 344 2018 376" style="text-align: right;"><u>平成28年11月</u>現在</p> <p data-bbox="1133 491 1296 523">1 事業対象</p> <p data-bbox="1155 539 2024 619">農業を職業とし、自らの経営や地域との関わり方などに志をもつ女性で本プロジェクトの趣旨に賛同する方。</p> <p data-bbox="1133 778 1296 810">2 参加機関</p> <p data-bbox="1155 826 2024 906">「農業女子プロジェクト規約」第4条に定める事業期（毎年11月1日から翌年10月31日まで）の1年間とします。</p> <p data-bbox="1155 922 2024 1050">事業期の途中から参加する場合は、事務局が『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』を発行した日から当該事業期末までとします。</p> <p data-bbox="1155 1066 2024 1145">事業期末までに農業女子メンバーから退会の申し出がない場合は、自動的に1年間延長します。</p> <p data-bbox="1133 1209 1682 1241">3 農業女子メンバーに行っていたこと</p> <p data-bbox="1140 1257 1476 1289">【アイディア・意見の提出】</p> <p data-bbox="1155 1305 2024 1385">プロジェクトの進め方や、農業女子が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵に関するテーマで、随時事務局からのアイディ</p>

新	旧
<p>アイデア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページ<u>等</u>のアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。</p> <p>提出いただいたアイデア・意見は、個別プロジェクト（<u>パートナーズ</u>毎のプロジェクト）の企画の検討や広報活動に活用させていただきます。</p> <p>【個別プロジェクトへの参加】</p> <p>企業とのプロジェクト毎に、希望する農業女子<u>プロジェクト</u>メンバーの中から個別プロジェクトへの参加メンバーを決めます。</p> <p>個別プロジェクトの<u>参加</u>メンバーには、企画会議への出席、企業からのヒアリング、モニター等を通じて、新たな商品やサービス、情報の創出に積極的に関わっていただきます。</p> <p>また、個別プロジェクトに関するテーマで、事務局からアイデア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページ<u>等</u>のアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。</p> <p>その際、ご自身が入っているネットワーク（地域や作物等）の方々にも意見を聞いていただき、併せて届けてください。</p> <p>【推進会議への出席】</p> <p>今後の進め方や個別プロジェクトの実施状況等に係る情報交換などを行うため、年に<u>1回以上</u>、推進会議を開催します。農業女子メンバーの中から代表して数名（5～10名）程度出席していただきます。</p> <p><u>なお、必要に応じ農業女子プレメンバーにも出席を求めることがあります。</u></p>	<p>ア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページのアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。</p> <p>提出いただいたアイデア・意見は、個別プロジェクト（<u>企業</u>毎のプロジェクト）の企画の検討や広報活動に活用させていただきます。</p> <p>【個別プロジェクトへの参加】</p> <p>企業とのプロジェクト毎に、希望する農業女子メンバーの中から個別プロジェクトへの参加メンバーを決めます。</p> <p>個別プロジェクトのメンバーには、企画会議への出席、企業からのヒアリング、モニター等を通じて、新たな商品やサービス、情報の創出に積極的に関わっていただきます。</p> <p>また、個別プロジェクトに関するテーマで、事務局からアイデア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページのアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。</p> <p>その際、ご自身が入っているネットワーク（地域や作物等）の方々にも意見を聞いていただき、併せて届けてください。</p> <p>【推進会議への出席】</p> <p>今後の進め方や個別プロジェクトの実施状況等に係る情報交換などを行うため、年に<u>2回程度</u>、推進会議を開催します。農業女子メンバーの中から代表して数名（5～10名）程度出席していただきます。</p>

新	旧
<p>【農業女子プロジェクト活動に関する情報発信】</p> <p><u>農業女子メンバーは</u>、本プロジェクトを通じた活動等に関し、公式ホームページや Facebook 等を活用し、積極的かつ効果的な情報発信をお願いします。</p> <p>4 参加の要件</p> <p>参加の要件は、以下のすべての項目を満たす女性とさせていただきます。</p> <p><u>【農業女子メンバーの場合】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業女子プロジェクト規約」に同意いただける方 ・農業を職業としている方 ・ご自身で生産した生産物を販売している方 ・3の内容に取り組んでいただける方 ・送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時事務局との間で連絡可能な方 <p><u>【農業女子プレメンバーの場合】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業女子プロジェクト規約」に同意いただける方 ・就農に向けて農業大学校や研修機関で研修中の方 ・3の内容に取り組んでいただける方 ・送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時事務局との間で連絡可能な方 ・就農後は農業女子メンバーに登録いただける方 	<p>【農業女子プロジェクト活動に関する情報発信】</p> <p>本プロジェクトを通じた活動等に関し、公式ホームページや Facebook 等を活用し、積極的かつ効果的な情報発信をお願いします。</p> <p>4 参加の要件</p> <p>参加の要件は、以下のすべての項目を満たす女性とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業女子プロジェクト規約」に同意いただける方 ・農業を職業としている方 ・ご自身で生産した生産物を販売している方 ・3の内容に取り組んでいただける方 ・送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時事務局との間で連絡可能な方

新	旧
<p>農業女子プロジェクト規約 https://nougyoujoshi.maff.go.jp/overview に掲載 を必ずお読みください。</p> <p>5 参加の手続き</p> <p>①農業女子プロジェクトホームページの「新規メンバー募集」フォームからお申し込みください。 https://nougyoujoshi.maff.go.jp/join/</p> <p>②申込みフォームへの必須事項の入力及び同意 農業女子プロジェクトへの申込みに必要な、名前、住所、連絡先等の情報を「申込フォーム」に入力します。 ※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及びご案内のみに利用します。また、農業女子プロジェクトメンバーに登録の際は、申込みフォームで「公開」がついている箇所については、農業女子プロジェクトのWEBサイト等で公開することに同意していただく必要があります。</p> <p>③参加申込みを受け付けると、申込みフォームに記入していただいたアドレスあてに「team-jyosei@maff.go.jp」から受付確認メールが自動送信されますので、ドメイン「@maff.go.jp」からのメールが受信できるように、ご自身でドメイン設定をお願いします（お使いの環境によっては、迷惑メールに分類されていることがありますので、ご注意ください）。</p> <p>④参加申込みから概ね2週間以内に、事務局から参加申込みフォーム</p>	<p>農業女子プロジェクト規約 https://nougyoujoshi.maff.go.jp/common/pdf/overview/njp_kiya_ku.pdf を必ずお読みください。</p> <p>5 参加の手続き</p> <p>①農業女子プロジェクトホームページの「新規メンバー募集」フォームからお申し込みください。 https://nougyoujoshi.maff.go.jp/join/</p> <p>②申込みフォームへの必須事項の入力及び同意 農業女子プロジェクトへの申込みに必要な、名前、住所、連絡先等の情報を「申込フォーム」に入力します。 ※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及びご案内のみに利用します。また、農業女子メンバーに登録の際は、申込みフォームで「公開」がついている箇所については、農業女子プロジェクトのWEBサイト等で公開することに同意していただく必要があります。</p> <p>③参加申込みを受け付けると、申込みフォームに記入していただいたアドレスあてに「team-jyosei@maff.go.jp」から受付確認メールが自動送信されますので、ドメイン「@maff.go.jp」からのメールが受信できるように、ご自身でドメイン設定をお願いします（お使いの環境によっては、迷惑メールに分類されていることがありますので、ご注意ください）。</p> <p>④参加申込みから概ね2週間以内に、事務局から参加申込みフォームの記載内容について確認の電話連絡をさせていただきます。</p>

新	旧
<p>の記載内容について確認の電話連絡をさせていただきます。</p> <p>⑤④のご連絡後、登録となった場合、事務局は『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』(原則メール)にて、ホームページログイン用のID、パスワードを発行します。</p> <p>6 注意事項</p> <p>次に該当する行為を行った場合には、農業女子プロジェクトメンバーから除外させていただく場合もありますので、予めご了承ください。</p> <p>① 「農業女子プロジェクト規約」に反する行為</p> <p>② 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為</p> <p>③ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者に損害又は不利益を与える行為</p> <p>④ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為</p> <p>⑤ 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為</p> <p>⑥ 本プロジェクトの適切な実施・運営に支障を来す行為</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<p>⑤④のご連絡後、登録となった場合、事務局は『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』(郵送)にて、ホームページログイン用のID、パスワードを発行します。</p> <p>6 注意事項</p> <p>次に該当する行為を行った場合には、農業女子メンバーから除外させていただく場合もありますので、予めご了承ください。</p> <p>① 「農業女子プロジェクト規約」に反する行為</p> <p>② 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為</p> <p>③ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者に損害又は不利益を与える行為</p> <p>④ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為</p> <p>⑤ 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動、<u>営利活動</u>又はこれらに類似する行為</p> <p>⑥ 本プロジェクトの適切な実施・運営に支障を来す行為</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">農業女子プロジェクト サポーターズ運営要領</p> <p style="text-align: center;">一部改正 平成26年11月5日 <u>一部改正 令和6年12月6日</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 農業で活躍する女性の姿を広く周知し、存在感を高め、ひいては農業を選択する若手女性を増加させるとともに、参加企業のニーズ獲得、新たな市場開拓、企業イメージの向上等に資する農業女子プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の目的を達成するためには、その取組や情報を、農林漁業者、消費者や産業界などに加え、農業界の外の複層的な主体に対し幅広く発信することが重要である。</p> <p>このため、知名度と情報発信力を有する者を「農業女子プロジェクトサポーターズ」（以下「サポーターズ」という。）として位置づけ、農林水産省経営局就農・女性課（以下「就農・女性課」という。）とともにプロジェクトの応援やPR等を行うことで、プロジェクトの一層の認知度向上や活性化を図る。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 サポーターズは、第1条の目的を達成するため、自身の活動可能な範囲で、<u>以下</u>に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) ホームページ、ブログ、<u>F</u>acebook など、自身の有するツールや所属するネットワークにより、プロジェクトの応援やPRを行うことを通じた、プロジェクトのファン層の拡大。</p>	<p style="text-align: center;">農業女子プロジェクト サポーターズ運営要領</p> <p style="text-align: center;">一部改正 平成26年11月5日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 農業で活躍する女性の姿を広く周知し、存在感を高め、ひいては農業を選択する若手女性を増加させるとともに、参加企業のニーズ獲得、新たな市場開拓、企業イメージの向上等に資する農業女子プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の目的を達成するためには、その取組や情報を、農林漁業者、消費者や産業界などに加え、農業界の外の複層的な主体に対し幅広く発信することが重要である。</p> <p>このため、知名度と情報発信力を有する者<u>及び将来的な農業への従事とプロジェクトメンバー参加を目指す女性</u>を「農業女子プロジェクトサポーターズ」（以下「サポーターズ」という。）として位置づけ、農林水産省経営局就農・女性課（以下「就農・女性課」という。）とともにプロジェクトの応援やPR等を行うことで、プロジェクトの一層の認知度向上や活性化を図る。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 サポーターズは、第1条の目的を達成するため、自身の活動可能な範囲で、以下 <u>(1)～(3)</u> に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) ホームページ、ブログ、<u>f</u>acebook など、自身の有するツールや所属するネットワークにより、プロジェクトの応援やPRを行うことを通じた、プロジェクトのファン層の拡大。</p>

新	旧
<p>(2) プロジェクトの推進に関して、就農・女性課が行うアンケートや情報の収集等への協力。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(推進体制)</p> <p>第3条 サポーターズの事務局は、就農・女性課内に置く。</p> <p>2 サポーターズの活動に要する費用は自己負担とする。</p> <p>(サポーターズへの参加)</p> <p>第4条 サポーターズへの参加要件は、プロジェクトに対して理解と関心があり、プロジェクトと外部との架け橋として、プロジェクトを応援し、盛り上げるための活動の実施及び事務局からの依頼等に協力が可能で、ホームページやソーシャルメディア等の情報発信ツールや、人的ネットワーク等を有する個人（男女不問）若しくは団体（マスコミ及び芸能関係者も可）で、サポーターズとして参加することが相応しいと認められる者とする。</p> <p>2 サポーターズへの参加手続きは、以下（1）～（4）のとおりとする。</p> <p>(1) <u>サポーターズの参加を希望する者は、事務局に参加の意向を申し出る。</u></p> <p>(2) 参加を希望した者（以下「参加希望者」という。）に、事務局から別記様式農業女子サポーターズ登録書（以下「登録書」という。）、農業女子プロジェクト規約及び本運営要領を電子メール等によ</p>	<p>(2) プロジェクトの推進に関して、就農・女性課が行うアンケートや情報の収集等への協力。</p> <p><u>(3) 自らの有する知識やノウハウ等を活用した農業女子の経営発展のためのアドバイスや提案。</u></p> <p>(推進体制)</p> <p>第3条 サポーターズの事務局は、就農・女性課内に置く。</p> <p>2 サポーターズの活動に要する費用は自己負担とする。</p> <p>(サポーターズへの参加)</p> <p>第4条 サポーターズへの参加要件は、プロジェクトに対して理解と関心があり、プロジェクトと外部との架け橋として、プロジェクトを応援し、盛り上げるための活動の実施及び事務局からの依頼等に協力が可能で、ホームページやソーシャルメディア等の情報発信ツールや、人的ネットワーク等を有する個人（男女不問）若しくは団体（マスコミ及び芸能関係者も可）で、サポーターズとして参加することが相応しいと認められる者とする。</p> <p>2 サポーターズへの参加手続きは、以下（1）～（4）のとおりとする。</p> <p>(1) <u>事務局が、サポーターズとして参加することが相応しいと認める者に参加を要請。</u></p> <p>(2) 参加の内諾を得た者（以下「参加候補者」という。）に、事務局から農業女子サポーターズ登録書（別紙様式、以下「登録書」という。）、農業女子プロジェクト規約及び本運営要領を電子メール等によ</p>

新	旧
<p>より送付。</p> <p>(3) 参加<u>希望者</u>は、登録書に必要事項を記入し、電子メール等により就農・女性課に提出。</p> <p>(4) 就農・女性課において、登録書を確認の上、特段の支障がなければサポーターズへの登録を行う。</p> <p>3 サポーターズ登録の有効期限は、農業女子プロジェクトの活動期（毎年11月1日～翌年の10月31日の1年単位）に合わせて、毎期末に更新する。ただし、原則として自動更新とする。</p> <p>(参加後のフォローアップ)</p> <p>第5条 就農・女性課は、以下により、サポーターズの活動等をフォローアップする。</p> <p>(1) サポーターズに対し、プロジェクトのロゴマークの電子媒体等、活動のための資材を送付<u>する</u>。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2)</u> サポーターズに対し、プロジェクトに関する各種情報を随時提供<u>する</u>。</p> <p><u>(3)</u> サポーターズの活動<u>において</u>、仮にプロジェクトに関する誤った情報の発信等を発見した場合は、当該サポーターズに対し、情報の削除等、適切な措置を求める。</p>	<p>り送付。</p> <p>(3) 参加<u>候補者</u>は、登録書に必要事項を記入し、電子メール等により就農・女性課に提出。</p> <p>(4) 就農・女性課において、登録書を確認の上、特段の支障がなければサポーターズへの登録を行う。</p> <p>3 サポーターズ登録の有効期限は、農業女子プロジェクトの活動期（毎年11月1日～翌年の10月31日の1年単位）に合わせて、毎期末に更新する。ただし、原則として自動更新と<u>し、サポーターズからの特段の申し出があった場合や、第6条により除外となった場合は、登録を解除</u>する。</p> <p>(参加後のフォローアップ)</p> <p>第5条 就農・女性課は、以下の<u>(1)～(4)</u>により、サポーターズの活動等をフォローアップする。</p> <p>(1) サポーターズに対し、プロジェクトの<u>統一</u>ロゴマークの電子媒体等、活動のための資材を送付。</p> <p><u>(2) 農林水産省ホームページや、経営局 facebook ページなどによりサポーターズやその活動を随時PR (必要に応じて氏名等を公表)。</u></p> <p><u>(3)</u> サポーターズに対し、プロジェクトに関する各種情報を随時提供。</p> <p><u>(4)</u> サポーターズの活動<u>を随時把握・管理するとともに</u>、仮にプロジェクトに関する誤った情報の発信等を発見した場合は、当該サポーターズに対し、情報の削除等、適切な措置を求める。</p>

新	旧
<p>(サポーターズからの<u>登録取消</u>)</p> <p>第6条 サポーターズについて、以下(1)～(3)に該当することが判明した場合は、サポーターズから<u>登録取消</u>とする。</p> <p>(1) サポーターズとしての名義や権威を利用して、プロジェクトの信頼性を失墜させる行為が発覚した場合。</p> <p>(2) サポーターズ本人から<u>登録取消</u>の要望があった場合。</p> <p>(3) その他、就農・女性課において必要と認めた場合。</p> <p>2 就農・女性課は、上記(1)～(3)に該当することが判明したサポーターズに対し、速やかにその旨を説明し、適宜の方法により、活動の停止や、交付した資材の返還を求めるとともに、当該サポーターズについて、農林水産省ホームページや 経営局 <u>F</u>acebook ページなどで公表した情報を削除する。</p> <p>附 則 本規約は、平成25年12月25日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成26年11月5日から施行する。</p> <p><u>附 則 本規約の一部改正は、令和6年12月6日から施行する。</u></p>	<p>(サポーターズからの<u>除外</u>)</p> <p>第6条 サポーターズについて、以下(1)～(3)に該当することが判明した場合は、サポーターズから<u>除外</u>する。</p> <p>(1) サポーターズとしての名義や権威を利用して、プロジェクトの信頼性を失墜させる行為が発覚した場合。</p> <p>(2) サポーターズ本人から<u>参加取り消し</u>の要望があった場合。</p> <p>(3) その他、就農・女性課において必要と認めた場合。</p> <p>2 就農・女性課は、上記(1)～(3)に該当することが判明したサポーターズに対し、速やかにその旨を説明し、適宜の方法により、活動の停止や、交付した資材の返還を求めるとともに、当該サポーターズについて、農林水産省ホームページや 経営局 <u>f</u>acebook ページなどで公表した情報を削除する。</p> <p>附 則 本規約は、平成25年12月25日から施行する。</p> <p>附 則 本規約の一部改正は、平成26年11月5日から施行する。</p>

新

別記様式（個人用）

農業女子プロジェクト サポーターズ登録書

■下記項目をご記入の上、事務局（team-jyosei@maff.go.jp）までお送りください。

プロフィール	名前	
	<u>都道府県名</u>	
	<u>〒</u>	
	住所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	
	メールアドレス 1	
	メールアドレス 2	
	HP	
	<u>(削除)</u>	
	<u>SNS</u>	
	生年月日	
	職業（個人の場合）	
	勤務先	
	自己紹介	
<u>(削除)</u>		
着色の箇所について、農林水産省 HP など外部に公開することに同意しますか？	可 / 不可	
※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及び案内のみに利用させていただきます。また、着色の箇所については、上記によりあらかじめご本人から同意いただいた目的の範囲内でのみ利用させていただきます。		

旧

別記様式（個人用）

農業女子プロジェクト サポーターズ登録書

■下記項目をご記入の上、事務局（team-jyosei@maff.go.jp）までお送りください。

プロフィール	名前	
	<u>〒</u>	
	<u>都道府県名</u>	
	住所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	
	メールアドレス 1	
	メールアドレス 2	
	HP	
	<u>ブログ</u>	
	<u>Fb、Twitter</u>	
	生年月日	
	職業（個人の場合）	
	勤務先	
	自己紹介	
<u>①農業女子プロジェクトの円滑な実施のため、着色の箇所について、農業女子メンバー及び参加企業に公開してよろしいですか？</u>	可 / 不可	
<u>②着色の箇所について、必要に応じ、農林水産省 HP やマスメディアへの掲載など外部に公開してよろしいですか？</u>	可 / 不可	
※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及び案内のみに利用させていただきます。また、着色の箇所については、上記①②によりあらかじめご本人から同意いただいた目的の範囲内でのみ利用させていただきます。		

新

別記様式（企業用）

農業女子プロジェクト サポーターズ登録書

■下記項目をご記入の上、事務局（team-jyosei@maff.go.jp）までお送りください。

プロフィール	企業・団体名	
	<u>都道府県名</u>	
	<u>〒</u>	
	住所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	
	メールアドレス 1	
	メールアドレス 2	
	HP	
	<u>(削除)</u>	
	SNS	
	担当責任者名	
	担当責任者の役職	
	企業・団体の概要	
サポーターズとして 取り組みたいこと (自由記載)		
<u>(削除)</u>		
着色の箇所について、必要に応じ、農林水産省 HP やマスメディアへの掲載など外部に公開 <u>す</u> <u>ることに同意しますか？</u>		可 / 不可
※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及び案内のみに利用させていただきます。 また、着色の箇所については、上記によりあらかじめご本人から同意いただいた目的の範囲内でのみ 利用させていただきます。		

旧

別記様式（企業用）

農業女子プロジェクト サポーターズ登録書

■下記項目をご記入の上、事務局（team-jyosei@maff.go.jp）までお送りください。

プロフィール	企業・団体名	
	<u>〒</u>	
	<u>都道府県名</u>	
	住所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	
	メールアドレス 1	
	メールアドレス 2	
	HP	
	<u>ブログ</u>	
	<u>Fb、Twitter</u>	
	担当責任者名	
	担当責任者の役職	
	企業・団体の概要	
サポーターズとして 取り組みたいこと (自由記載)		
<u>①農業女子プロジェクトの円滑な実施のため、 着色の箇所について、農業女子メンバー及び参 加企業に公開してよろしいですか？</u>		<u>可 / 不可</u>
<u>②着色の箇所について、必要に応じ、農林水産 省 HP やマスメディアへの掲載など外部に公開 してよろしいですか？</u>		可 / 不可
※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及び案内のみに利用させていただきます。 また、着色の箇所については、上記①②によりあらかじめご本人から同意いただいた目的の範囲内での み利用させていただきます。		

新	旧
<p data-bbox="344 248 965 279">「農業女子プロジェクト」ロゴマーク利用に関する規程</p> <p data-bbox="719 347 1104 375">一部改正 平成27年10月27日</p> <p data-bbox="719 395 1104 422">一部改正 平成28年11月 4日</p> <p data-bbox="719 443 1104 470"><u>一部改正 令和 6年12月 6日</u></p> <p data-bbox="203 539 327 566">第1 目的</p> <p data-bbox="259 587 1104 710">この規程は、「農業女子プロジェクト規約」第 <u>10</u> 条で定めるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="203 778 495 805">第2 利用上の遵守事項</p> <p data-bbox="237 826 1104 1337"> ① 「農業女子プロジェクト規約」第 <u>10</u> 条によりロゴマークを使用することができる農業女子<u>プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズは別紙に定めるロゴを利用する</u>。利用に際して、色遣いや背景色等については、別に定める「農業女子 ログマニュアル」の規定に従う。 ② 農業女子<u>プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズ</u>は、ロゴマークをモチーフとした別<u>の</u>マーク等の作成を希望する場合は、農業女子プロジェクト事務局（農林水産省経営局就農・女性課）を通じて必ずデザイナーに依頼する。 ③ 農業女子<u>プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズ</u>以外によるロゴマークの利用は、事務局が特別に許可した場合を除き、これを認めない。 </p>	<p data-bbox="1245 248 1921 279">「農業女子プロジェクト」<u>統一</u>ロゴマーク利用に関する規程</p> <p data-bbox="1648 347 2033 375">一部改正 平成27年10月27日</p> <p data-bbox="1648 395 2033 422">一部改正 平成28年11月 4日</p> <p data-bbox="1727 443 1809 470"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1133 539 1256 566">第1 目的</p> <p data-bbox="1189 587 2033 710">この規程は、「農業女子プロジェクト規約」第<u>9</u>条で定める<u>統一</u>ロゴマーク（以下「<u>統一</u>ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1133 778 1424 805">第2 利用上の遵守事項</p> <p data-bbox="1167 826 2033 1289"> ① 「農業女子プロジェクト規約」第<u>9</u>条によりロゴマークを使用することができる農業女子メンバー<u>及び参画企業等は</u>、利用に際して、色遣いや背景色等については<u>は</u>、別に定める「農業女子 ログマニュアル」の規定に従う。 ② 農業女子メンバー及び<u>参画企業等</u>は、ロゴマークをモチーフとした別<u>な</u>マーク等の作成を希望する場合は、農業女子プロジェクト事務局（農林水産省経営局就農・女性課）を通じて必ずデザイナーに依頼する。 ③ 農業女子メンバー及び<u>参画企業等</u>以外によるロゴマークの利用は、事務局が特別に許可した場合を除き、これを認めない。 </p>

新	旧
<p>第3 規程の改訂 本利用規程は、必要に応じて農業女子プロジェクト事務局にて改訂を行う。</p> <p>附則 本利用規程は平成25年11月6日より施行する。</p> <p>附則 本利用規程の一部改正は平成27年10月27日より施行する。</p> <p>附則 本利用規程の一部改正は平成28年11月4日より施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>本利用規程の一部改正は令和6年12月6日より施行する。</u> <u>本利用規程の改正前から使用しているロゴについては、従前どおり使用できることとする。</u></p>	<p>第3 規程の改訂 本利用規程は、必要に応じて農業女子プロジェクト事務局にて改訂を行う。</p> <p>附則 本利用規程は平成25年11月6日より施行する。</p> <p>附則 本利用規程の一部改正は平成27年10月27日より施行する。</p> <p>附則 本利用規程の一部改正は平成28年11月4日より施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>別紙</p> <p><u>1 農業女子メンバー・パートナー・はぐくみ隊用ロゴ</u></p>  <p><u>2 農業女子プレメンバー用ロゴ</u></p>  <p><u>3 パートナー用ロゴ</u></p>  <p><u>4 はぐくみ隊(はぐくみ校及びはぐくみ部)用ロゴ</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

新	旧
 <p>農業女子PJ はぐくみ</p> <p>農業女子PJ はぐくみ</p> <p><u>5サポーターズ用ロゴ</u></p>  <p>農業女子PJ Supporters</p> <p>農業女子PJ Supporters</p>	